

防装庁（事）第422号
令和6年12月4日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

防衛省におけるスタートアップ技術提案評価方式の運用について
(通達)

標記について、別紙のとおり定められたので、この実施に遺漏のないよう期せられたい。

添付書類：別紙

防衛省におけるスタートアップ技術提案評価方式の運用について

1 趣旨

この通達は、防衛省が抱える行政課題に関し、高度かつ独自の新技術を有するスタートアップ等による提案を活用して解決を図るため、「高度かつ独自の新技術を有するスタートアップ等との随意契約（スタートアップ技術提案評価方式）についての申合せ（令和6年6月10日関係府省庁等申合せ）」を踏まえ、防衛省における装備品等及び役務の調達にスタートアップ技術提案評価方式（以下「本方式」という。）を適用する場合に必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 各部局等 防衛省本省の官房各局、施設等機関、各幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、各地方防衛局及び防衛装備庁をいう。
- (2) 各部局等の要求元 次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。
 - ア 各部局等において装備品等及び役務の調達に本方式を適用する予定の者
 - イ 各部局等において本方式を適用した調達要求を行った者
 - ウ 装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号）第11条第3項に基づき陸上自衛隊補給統制本部長、海上自衛隊補給本部長又は航空自衛隊補給本部長に本方式を適用した調達要求書を作成させた者（同項に基づき陸上自衛隊補給統制本部長、海上自衛隊補給本部長又は航空自衛隊補給本部長に調達要求書を作成させる予定の者を含む。）
- (3) J-Startup 選定企業等 「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成12年10月10日政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）」の3（3）から（7）までに掲げる者及び日本スタートアップ大賞、日本ベンチャー大賞その他各府省庁等内におけるスタートアップ表彰企業の受賞企業をいう。
- (4) 提案者 本方式による公募に対して技術提案を行う者をいう。
- (5) 装備品等 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第13号に規定する装備品等をいう。

3 行政課題の選定及び審査

- (1) 各部局等の要求元は、公正性及び経済性を確保したうえで、次のア又はイ

のいずれかに該当し、かつ過去の調達実績が豊富な企業からの技術提案のみでは仕様の確定が困難であると見込まれる装備品等及び役務の調達について、本方式を適用することができる。

ア 解決すべき行政課題は明確である一方、各部局等の要求元において最適な仕様を定めることが困難な装備品等及び役務の調達

イ 各部局等の要求元において仕様の前提となる条件を確定することが困難な装備品等及び役務の調達

- (2) 各部局等の要求元は、本方式を適用する装備品等及び役務の調達を行おうとする場合には、公募を行う前に、その適用の妥当性について、防衛装備庁装備政策部装備政策課長（以下「装備政策課長」という。）及び同庁調達管理部調達企画課長の審査を受けるものとする。

4 公募の手続

- (1) 本方式による公募に当たっては、次のア又はイのいずれかによるものとする。

ア J-Startup 選定企業等に限定した公募

イ 審査において、J-Startup 選定企業等の有無を評価に含めたうえで、大企業等をはじめとする、J-Startup 選定企業等以外の企業も対象とした公募

- (2) 各部局等の要求元は、前項の規定による審査を受けた後、公募を実施するに当たって、装備政策課長を通じて必要な情報を防衛装備庁ホームページに掲載することにより公募を行うものとする。
- (3) 各部局等の要求元は、調達する装備品等及び役務の品質及び性能等の目安として、あらかじめ公募における参考額を設定することができる。

5 技術提案の審査

- (1) 各部局等の要求元は、提案者からの公募に対する技術提案の審査に当たっては、必要に応じて関係部署の協力を求めることができる。
- (2) 各部局等の要求元は、提案者からの公募に対する技術提案の審査に当たって、装備政策課長を通じて内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官（イノベーション推進担当）（以下「C S T I 事務局参事官」という。）の協力を求めることができる。
- (3) 各部局等の要求元は、技術提案の審査の結果、評価点が最も高かった者を優先交渉権者候補者として決定する。
- (4) 前号の規定にかかわらず、各部局等の要求元は、次のア又はイの類型に該当する場合には、複数の仕様を確定することを前提として、複数の優先交渉

権者候補者を決定することができる。

ア 技術提案に活用されている高度かつ独自の新技術が類似していない場合

イ 各部局等の要求元が抱える行政課題を解決するためには、複数の技術提案を実行することが望ましいと判断される場合

- (5) 各部局等の要求元は、前項第3号に規定する参考額と見積額との間に著しい乖離がある場合は、必要に応じて、技術提案の審査において、見積条件の見直し等を提案者に行わせるものとする。

6 C S T I 事務局参事官による確認及び優先交渉権者の決定

- (1) 各部局等の要求元は、技術提案の審査の結果について、装備政策課長を通じて必要な情報をC S T I 事務局参事官に送付し、優先交渉権者候補者、手続の妥当性、候補者の提案に高度かつ独自の新技術が用いられていることその他必要な事項について確認を受けるものとする。
- (2) 各部局等の要求元は、C S T I 事務局参事官による確認を受けた者を優先交渉権者として決定する。

7 仕様の確定並びに調達要求及び契約の締結

- (1) 各部局等の要求元は、優先交渉権者と仕様の確定に向けて必要な調整を実施するものとする。ただし、調整の結果、優先交渉権者と合意に至らなかった場合には、次順位以降の交渉権者を新たな優先交渉権者とし、仕様の確定に向けて必要な調整を実施するものとする。
- (2) 各部局等の要求元は、前号の規定により仕様が確定した後、関係する支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「支出負担行為担当官等」という。）に対し調達要求を行うものとする。
- (3) 支出負担行為担当官等は、前号の調達要求を受け、優先交渉権者と契約を締結するものとする

8 結果の公表

装備政策課長は、本方式により装備品等及び役務の調達に係る契約を締結した場合には、必要な情報を防衛装備庁ホームページに公表するものとする。

9 その他

この調達に定めるもののほか、細部の実施要領については、防衛装備庁長官が別に定める。